

令和元年度

事業計画書

自 令和元年7月1日

至 令和2年6月30日

一般財団法人 日本きのこセンター

令和元年度 事業計画

農山漁村の地域経済の活性化と里山等の森林保全に貢献してきた原木シイタケ栽培は、平成年間を通して中国産の大量流入、中山間地域の過疎高齢化の進行、そして放射能災害による関東・東北地域での林地栽培の停止や風評等による消費の低迷により、逐年減少の一途をたどり、今や如何にして生産・消費を拡大し、原木シイタケ栽培を次世代に継承するかが最重要課題となっている。

そのためには、菌興 115 号よりも厚肉で多収性の特徴を有することを確認し、平成 30 年度に品種登録申請した新品種「菌興 N115 号」の栽培普及並びに各地で展開されている原木シイタケブランド化事業の普及拡大を支援することにより現役生産者の所得の向上と生産意欲の高揚ならびに新規生産者の育成を図っていく必要がある。また、生シイタケ専用品種を早期に開発するとともに、世界的に注目されている和食の食材として乾シイタケの輸出拡大をはかるために、放射性セシウム等の危害要因低蓄積品種を育成することも重要な課題である。

加えて、原木シイタケとの複合経営が可能な、中山間地域における新たなきのこ産業を創出することも極めて大切である。このため、ここ 6 年間で整備したアラゲキクラゲ事業の更なる拡大に鋭意努力するとともに、食用・薬用きのこ類の栽培実用化研究を加速化する必要がある。また、菌蕈研究所が保有するきのこ遺伝資源の有用成分等に関する研究を推進し、機能性の高いきのこ類の新たなニーズを開拓することも大切である。

本財団はこのような情勢認識の下、新たな時代に向けて原木シイタケ等きのこ類の生産振興と消費拡大を図るべく、菌興椎茸協同組合はもとより、国、地方自治体、大学、生産者団体、消費者団体等関係機関と連携しながら、本財団の財務基盤強化の観点を踏まえて、知的財産権の実施等による収入が期待できる研究開発に重点を置いて事業を展開する。

事業項目

I. 研究開発事業

1. きのこと類の分類と活用

(1) 遺伝資源の収集保存と新規有用きのこの栽培化

きのこ類を含む菌類の利用は多岐にわたっており、きのこ遺伝資源は中山間地域における新たなきのこ産業創出のための貴重なシーズである。本研究では、多様なきのこ類の収集と菌株保存、学術的価値のある乾燥標本の作成と保管、分類・生態学的な研究を行うとともに、高価な菌根性きのこ、栽培し難い有用きのこ及び有用成分を含むきのこ類の活用を図ることを目的として野生株の人工栽培を行い、栽培特性や生理生態的特徴など栽培化に必要な基盤情報を得る。

2. きのこと類の成分分析と利用

(1) 有用成分の探索と解析

シイタケ等食用きのこは、健康の維持・増進に関わるβグルカンをはじめエルゴチオネイン、エリタデニン、グアニル酸等の有用成分を含有する。本事業では栽培食用きのこ類、薬用きのこ類、野生きのこ類を対象に、新たな機能性の探索および機能性成分の同定を行い、きのこ類の健康機能性食品、生薬および医薬品への利用を目指す。また、栽培食用きのこ類の食味や機能性に関わる有用成分を増強する技術を開発する。

(2) 原産地判別の汎用化

本財団が開発した乾シイタケ原産地判別法の他のきのこ種への適用の可否を調査する。

3. きのこと類の育種栽培

(1) DNA 情報を利用した分子育種技術の開発

原木シイタケ等食用きのこ類の育種事業において、育種年限の短縮は積年の課題の一つである。本事業では、主として原木栽培用シイタケの育種効率の向上と育種年限の大幅な短縮を可能にする DNA 情報に基づいた育種システムを構築する。また、栽培きのこ類の育成者権保護、ブランドきのこの生産振興と適正な流通を支援することを

目的に、DNA 情報に基づく確実かつ迅速なきのこ類の品種識別技術を開発する。

(2)原木シイタケの育種栽培に関する研究開発と成果

菌興 115 号の特徴を活かした次世代品種の育成に取り組み、原木シイタケの生産振興と消費拡大に貢献しうるブランド力を強化した優良品種の早期実用化を図る。また、自動植菌機（オガ・封蠟植菌）に対応した生シイタケ用品種の開発を急ぐとともに、放射性セシウム等の危害要因を低減した品種開発の基盤研究を実施する。さらに、安定的に高品質・高収量を確保しうる栽培技術の確立に向けた調査研究に取り組む。

(3)食用および薬用きのこ類の育種栽培に関する研究開発と成果

本事業では、菌蕈研究所が保有するきのこ類遺伝資源を活用して新たなきのこ産業を創出することを目的に、新規有用きのこ類の栽培手法を確立するとともに、既栽培種の品種や栽培法を開発する。

4. その他の研究開発事業および各種検査事業

本年度受託する各種検査事業（有料）は以下のとおりである。

- ①きのこ（生および乾燥状態の物）の水分含量検査
- ②シイタケの DNA 品種識別検査
- ③乾シイタケの原産国判別検査（公的機関からの依頼に限る）

II. 知的財産権等の実用化の推進(知財活用部門)

本財団の財務基盤を強化するため、従来の研究成果として取得している育成者権、特許、栽培技術ノウハウ等の行使を図るとともに、研究費等の確保に努める。また、食用きのこの保健機能に関する情報発信や商品開発等、消費拡大の一環として中医薬膳指導員の資格を有する職員を養成する。

1. きのこ類の栽培実証および販売促進事業

(1)アラゲキクラゲ

本事業を立ち上げて6年目を迎え、事業も軌道に乗りつつある。新規の栽培委託生産者（生産拠点）を育成するとともに、生産拠点当たりの生産量を増やすことにより事業の拡大を図る。また、既存の菌床製造設備の拡充等による収量性の向上並びに有

機 JAS 認証の取得による差別化を目指す。

(2) エリンギ

本財団が開発した無孢子性エリンギ（ブランド名：濃丸）は、栽培手法の安心、安全性、および食味特性の優秀性が評価されている。本年度は、昨年以上の生産拡大にむけて注力する。

Ⅲ. 原木シイタケ等きのこ類の生産振興及び安定需給の推進

1. 原木シイタケ等きのこ栽培・経営の普及指導

本事業では、原木シイタケ等きのこ類の栽培技術と経営の向上ならびに安定需給を図ることを目的に、長年の調査研究に基づき、生産者ならびに消費者の視座に立ったきめ細かい普及指導を実施するとともに、菌興 115 号よりも厚肉で多産性の新品種「菌興 N115 号」の栽培普及を推進する。併せて、中核生産者の経営記帳結果を経営分析することにより経営の改善に役立てる。

2. きのこ栽培担い手の養成研修

本年度は担い手研修生 1 名（北海道三笠市）を受け入れ、原木シイタケ等きのこの栽培経営に必要な技術等の指導ならびに、地域おこし協力隊として日野町に移住して原木シイタケ栽培を開始する新規参入者（東京都）の指導を行う。また、中南米地域在住の日系人を対象とした食用きのこ栽培研修を実施する（JICA 日系研修員事業として実施：11-12 月）

3. 品評会及び消費拡大イベント等の開催・支援

国産原木シイタケの生産振興と安定需給の推進を目的に、生産意欲の高揚と高品質・高収量生産技術の研鑽および生消交流を図るための場として全農乾椎茸品評会をはじめ、各地で開催される品評会に参画・協力する。また、きのこ類の多様な機能や役割に関する情報を発信する等、消費拡大に向けたイベントを積極的に支援する。

Ⅳ. その他の事業

1. 福島原発事故による放射能汚染問題への対応と原木シイタケ栽培の推進

福島原発事故から8年を経過した今日、生産者個人に対する出荷制限の解除は進んでいるが、今なお6県93市町村（平成31年2月現在）の原木シイタケに対する出荷制限措置がとられている。放射性セシウム低蓄積シイタケ品種の早期開発に注力するとともに、ほだ場の除染および安全な原木の供給体制等の整備に、国、地方自治体、関係団体および生産者団体と連携しながら対応し、産地の復活に努める。

2. 研究機関との連携の推進、学術会議等への参加ならびに研究成果の公表

国内外（国外：ブラジル、ブータン、アメリカ等 国内：鳥大、公立鳥取環境大等）の研究機関との連携を強化するとともに、日本菌学会、日本きのこ学会、日本育種学会、日本生薬学会等の関係学会に研究員を派遣して情報収集と資質の向上を図る。また、研究成果を学術専門誌に公表するとともに、菌蕈研究所研究報告として取り纏める。

3. 広報活動

原木シイタケ等きのこ類に関する諸情報を発信するきのこ季刊専門誌「菌蕈」をホームページへ掲載する。また、本財団の事業内容および開発した新品種や新技術等の情報を、財団ホームページに留まらず、新聞等のマスコミを通して広く発信し、本財団の社会的存在価値の周知に努める。